

# 一関地区広域行政組合介護保険施設等監査要綱

平成21年4月1日

一関地区広域行政組合告示第14号

改正 令和5年4月1日 告示第29号

改正 令和6年4月1日 告示第76号

## (趣旨)

第1 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、第2に規定する者に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (監査対象者)

第2 監査の対象となる者（以下「監査対象者」という。）は、一関地区広域行政組合介護保険施設等指導要綱（平成21年一関地区広域行政組合告示第12号。以下「指導要綱」という。）第2に規定する者とする。

## (監査方針)

第3 監査は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が指導要綱第8に規定する状況を確認した場合において、組合が監査対象者に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは監査の対象となる介護保険施設等（指導要綱第2に規定する介護保険施設等をいう。以下同じ。）に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事實關係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

## (監査の実施)

第4 管理者は、次に掲げる情報を踏まえ、基準等（指導要綱第3に規定する基準等をいう。以下同じ。）に従っていない状況等について事實關係の確認をする必要があると認める場合に、立入検査等により監査を実施するものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市町村が、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定をした情報若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められ、又はその疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会又は他の保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異な傾向を示す介護保険施設等の情報

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報 組合が運営指導（指導要綱第4第1項第2号に規定する運営指導をいう。）により、又は法第24条の規定により指導を行った厚生労働大臣若しくは岩手県知事が介護保険施設等において認めた（その疑いがあると認めた場合を含む。）基準等に従っていない状況等の情報

(監査方法等)

第5 管理者は、監査対象者を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に当該監査対象者に通知するものとする。ただし、指導要綱第8の規定により運営指導を中止し監査に移行した場合は、監査を実施する旨及び次に掲げる事項を口頭により、当該監査対象者に通知するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席を求める介護保険施設等の出席者の役職名等
- (5) 必要な書類等
- (6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 管理者は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査を行う介護保険施設等に関する全ての保険者及び市町村に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

3 管理者は、岩手県知事が指定又は許可に係る介護保険施設等を行う者（以下「岩手県指定サービス事業者」という。）に対し監査を行う場合は、あらかじめ岩手県知事に情報提供を行い、連携を図るものとする。この場合において、岩手県指定サービス事業者

に対する介護給付等対象サービスに係る監査である場合で複数の市町村が関係するときは、管理者は岩手県の指示を受けなければならない。

(行政上の措置等)

第6 管理者は、管理者の指定に係る介護保険施設等を行う者（以下「組合指定サービス事業者」という。）において、次に掲げる事態を認めた場合には、当該組合指定サービス事業者に対し、期限を定めて、文書により、基準等を遵守する措置を講じることの勧告をするものとする。

- (1) 基準等に従っていないと認められる事態又はその疑いがあると認められる事態
  - (2) 介護報酬の請求について不正を行っていると認められる事態又はその疑いがあると認められる事態
  - (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる事態又はその疑いがあると認められる事態
  - (4) 高齢者虐待防止法に基づき市町村が虐待の認定を行った事態若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められ、又はその疑いがあると認められる事態
- 2 管理者は、前項の勧告を受けた組合指定サービス事業者に対し、期限を定めて文書により改善内容等についての報告を行わせるものとする。
- 3 管理者は、組合指定サービス事業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 管理者は、組合指定サービス事業者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該組合指定サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。この場合において、管理者は、命令した旨を公示しなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による命令を受けた組合指定サービス事業者に対し、期限を定めて文書により改善内容等についての報告を行わせるものとする。
- 6 管理者は、監査により認めた第1項各号に掲げる事態の内容等が法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号又は第115条の29各号のいずれかに該当する場合は、当該組合指定サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。
- 7 管理者は、組合指定サービス事業者に対し第1項の勧告を行う場合には、あらかじめ岩手県知事に情報を提供し、岩手県知事からの助言を受けるものとする。
- 8 管理者は、岩手県指定サービス事業者において監査により第1項各号に掲げる事態を

認めた場合には、当該岩手県指定サービス事業者の名称及び当該事態の内容等を文書により岩手県知事に通知するものとする。ただし、岩手県と組合が同時に監査を行った場合は、この限りでない。

(聴聞等)

第7 管理者は、監査の結果、当該組合指定サービス事業者が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、一関地区広域行政組合行政手続条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第4号）の規定により準用する一関市行政手続条例（平成17年一関市条例第9号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第8 管理者は、指定の取消等を行った場合において、当該組合指定サービス事業者が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、その支払った額につき返還させるべき額（以下「不正利得」という。）に、原則として、当該不正利得の額に100分の40を乗じて得た額を加算して徴収するものとする。

2 前項の場合において、管理者は、当該支払に関する他の保険者に対し、不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(監査結果の通知等)

第9 管理者は、監査対象者に対し、文書により監査の結果を通知するものとする。ただし、第6の勧告等を行う場合は、それらの通知に代えることができる。

2 管理者は、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査対象者に対し、期限を定めて改善内容の報告を求めるものとする。

(報告)

第10 管理者は、法第197条第2項の規定に基づき、必要に応じ監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働大臣又は岩手県知事に報告を行うものとする。

(その他)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（抄）

平成21年4月1日から施行する。

改正文（抄）（令和5年4月1日告示第29号）

令和5年4月1日から施行する。

改正文（抄）（令和6年4月1日告示第76号）

令和6年4月1日から施行する。